

「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」における
審査者の守秘義務に関する規程（案）

平成19年5月16日

新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム
実施委員会 決定

（総則）

第1条 「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」（以下「本プログラム」という。）の審査に従事する者（以下「審査者」という。）は、事業の目的及び意義を十分に理解し、大学、短期大学及び高等専門学校における学生支援機能の充実を図ることを使命とし、公正誠実に審査活動に従事しなければならない。

（審査者）

第2条 本規程において審査者とは、以下の各号に該当する者をいう。

- 一 新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム実施委員会の委員
- 二 新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム実施小委員会の委員
- 三 総合評価部会の委員
- 四 審査会の委員
- 五 ペーパーレフェリー

（情報の目的外使用の禁止）

第3条 審査者が審査（審査会委員によるヒアリングを含む。以下同じ。）を通じて収集した情報は、審査以外の目的に使用してはならない。

（守秘義務）

第4条 審査者は、本プログラムに申請した大学、短期大学又は高等専門学校（以下「申請大学等」という。）が提出した申請書及び審査に関わる資料並びに審査を通じて得られた非公開の情報を漏えいしてはならない。なお、この守秘義務は、審査活動終了後も継続するものとする。

2 取得した情報は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

(委員等氏名の公開)

第5条 第2条第二号から第五号の氏名は、当該年度の審査結果の決定・公表まで非公開であるため、審査者は、その間、その氏名を口外してはならない。ただし、当該年度の審査結果の公表とともに、第2条第二号から第五号の氏名も公表するものとする。

(資料の返却)

第6条 審査者は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「事務局」という。)から送付された申請書及び審査に関わる資料を、審査結果の決定・公表後、速やかに事務局に返却しなければならない。

2 審査の途中において、事務局から資料の返還を求められた場合には、直ちに当該資料を返還しなければならない。

(資料の処分)

第7条 事務局は、申請大学等が提出した諸資料を必要部数保存するほかは、外部に漏えいすることのないよう、適切な方法で処分するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム実施委員会(以下「実施委員会」という。)委員長が実施委員会に諮って決定する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が実施委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年5月16日から施行する。